

平成22年度
「HPCIの基本仕様に関する調査検討」
審査要項

平成22年11月9日
文 部 科 学 省
研 究 振 興 局

1. 審査方法

審査は、外部専門家からなる HPCI 基本仕様検討業務選定委員会において、書面審査及び面接審査により行う。

なお、選定委員会は非公開で行うこととし審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。

(1) 書面審査

- ・ 書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価方法及び審査基準」（別添1）に基づき審査を行う。
- ・ 委員は、評価記入シート（別添2）に評価を記入する。
- ・ 各提案の評価を担当する委員は、提案数を踏まえて決定する。
- ・ 提案に対するコメントは、公募事業の目的に照らし合わせて評価できる部分や不足している点を中心に記載する。
- ・ 評価項目ごとの点を足し合わせた結果を各提案に対する評価点とする。
- ・ 委員の各提案に対する評価点の平均を算出し、書面審査集計表（別添3）に記載する。
- ・ 選定委員会は、面接審査の対象となる提案を選定する。
- ・ 0点の項目がある場合には、面接審査の対象とならないことがある。

(2) 面接審査

- ・ 委員は原則として面接審査対象の事業代表者及び参画機関代表者からプレゼンテーションを受け、「評価方法及び審査基準」（別添1）に基づき審査を行う。
- ・ 委員は評価記入シート（別添2）に評価を記入する。
- ・ 公募事業の目的に照らし合わせて評価できる部分や不足な点を中心にコメントを記載する。
- ・ 評価項目ごとの点を足し合わせた結果を各提案に対する評価点とする。
- ・ 委員の各提案に対する評価点の平均を算出し、面接審査集計表（別添3）に記載する。
- ・ 選定委員会は、採択候補を選定する。
- ・ 0点の項目がある場合には、採択されないことがある。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

採択候補について実施にあたっての条件が付された場合、当該提案の事業代表者と調整を行い、事業計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。また、不採択については、その理由を付すものとする。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択結果を公開する。

3. 守秘義務及び利益相反

(1) 利害関係者の不参加

委員は、本事業の提案には参加しない。提案と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、書面審査及び面接審査を行わないこととする。またその提案の採択の議決には加わらないこととする。

＜利害関係の範囲＞

- 1) 委員が所属する組織（大学・独立行政法人等の機関においては同一の学部・研究科・研究所等、企業においては同一の会社等）の構成員が本事業の実施者となっている場合
- 2) 委員と密接な関係にあるもの（共同研究をおこなっているもの、親族等）が本事業の実施者となっている場合
- 3) 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと委員自身あるいは選定委員会等が判断する場合

(2) 守秘義務について

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理する。

別添 1：「評価方法及び審査基準」

別添 2：「評価記入シート」

別添 3：「書面審査集計表」

「面接審査集計表」

評価方法及び審査基準

評価は下記の各項目について次の評価基準による 5 段階評価とし、HPCI 基本仕様検討業務選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とします。

【評価基準】

〔とても優れている＝5 点、優れている＝4 点、普通＝3 点〕
〔やや劣っている＝2 点、劣っている＝1 点〕

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業代表者が全体を推進し、各参画者が目標の達成に寄与する体制となっていること。
- ④ 参画機関とコンソーシアムとの間で具体的かつ緊密な連携体制が構築され、ユーザの意見が十分に反映される体制であること。
- ⑤ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門的知識及びノウハウを有していること。
- ⑥ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑦ 財務状況の評価。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業達成の時期が文部科学省の意図と合致していること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 必要十分な基本仕様の具体的項目が想定されていること。
- ④ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ⑤ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。）。
- ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(別添2)

「HPCIの基本仕様に関する調査検討」

評価記入シート

	採点	コメント
1. 事業実施主体に関する評価 (35 点満点)		
① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。		
② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。		
③ 事業代表者が全体を推進し、各参加者が目標の達成に寄与する体制となっていること。		
④ 参画機関とコンソーシアムとの間で具体的かつ緊密な連携体制が構築され、ユーザの意見が十分に反映される体制であること。		
⑤ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門的知識及びノウハウを有していること。		
⑥ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。		
⑦ 財務状況の評価。		
2. 事業内容に関する評価 (30 点満点)		
① 事業達成の時期が文部科学省の意図と合致していること。		
② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。		
③ 必要十分な基本仕様の具体的項目が想定されていること。		
④ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。		
⑤ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。）。		
⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。		
総合点合計 (65 点満点)		

※ 5 点評価を行う場合には、項目毎に 1 機関のみとする。

※ 4 点評価を行う場合には、項目毎に対象機関の 1 割程度を目安とする。ただし、対象機関の 1 割が 1 機関に満たない場合は 1 機関とする。

(別添3)

「HPCIの基本仕様に関する調査検討」

書面審査：集計表

主管事業実施機関名	評価点 (平均)	面接対象 (対象に○)	備 考

「HPCIの基本仕様に関する調査検討」

面接審査：集計表

主管事業実施機関名	評価点 (平均)	採択候補 (候補に○)	選定理由